

<記入例>
(表面)

提出時期: 全てのPCB廃棄物を処分してから20日以内(この届出の翌年度に様式第1号の届出が必要です。)
 提出方法: 【Excelデータ】電子申請システムを利用(URLは福山市HPを参照)※届出書はExcelデータのみ利用可
 【紙】窓口または郵送(郵送で控えが必要な場合は切手を貼った返信用封筒を同封すること)
 提出部数: 紙媒体の場合2部(受付印押印後の控えが必要な場合は計3部)
 ※集計の関係上Excelデータでの提出にご協力をお願いいたします。

廃棄終了届出書

令和 5 年 8 月 21 日

作成日を記載
全てのPCB廃棄物を処分して
から20日以内

システムにてデータを読み取るので行の追加・削除以外のセルの
編集(セルの結合, 列の削除等)は行わないでください。

住所 ○○県○○市○○番○○号
氏名 ○○商業株式会社 代表取締役 ○○ ○○
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ○○○-××××-□□□□

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第10条第2項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分/高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄）を終えたため、届け出ます。

事業場の名称	○○商業株式会社 △△△事業所		
事業場の所在地	広島県福山市○○番○○号		
連絡担当者	○○部▽▽課 ○○ ○○	電話番号	○○○-××××-□□□□

(保管の場所/ 所在の場所)	広島県福山市○○番○○号
-------------------	--------------

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した場合

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
28-001	コンデンサー (3kg以上)	70 KVA	○○工業(株)	TPC-36200D	S44.8	DF式	1 台	60.0 kg	低濃度	H29.11	○○(株)	
28-002	コンデンサー (3kg以上)	不明	不明	不明	不明	不明	1 台	40.0 kg	低濃度	H29.11	○○(株)	
29-001	変圧器 (トランス)	75	○○電機株式会社	RA-KU2	S44.8	不明	1 台	490.0 kg	低濃度	R5.7.25	(株)○○	

29-002	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>これまでに届出されていた全ての低濃度PCB廃棄物について記載をお願いします。</p> </div>											
30-001												
30-002												
4-001												
4-002	コンデンサー (3kg以上)	不明	株式会社 〇〇電気 機器	不明	S45	不明	2 台	40.0 kg	低濃度	R5.7.25	(株) 〇〇	
4-003	柱上変圧器 (柱上トランス)	不明	不明	不明	不明	不明	30 台	8,100.0 kg	低濃度	R5.7.25	(株) 〇〇	

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄終了年月	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
		低濃度PCBIについては記載不要。								

3. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び処分を同時に行った場合

番号	製品の種類	製品の型式等					量		廃棄及び処分終了年月	処分受託者の名称	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
		低濃度PCBIについては記載不要。									

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終了した日又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終了した日から20日以内に、当該保管の場所又は所在の場所を管轄する都道府県知事に提出すること。なお、「処分を終了した日」とは、その全てのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいうものであること。
2. 高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄と同時に、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物としての処分も終了した場合には、3.に記載すること。なお、その場合にあつては、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄及び高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の終了に係る届出は、本届出をもって行われたものと解すること。
3. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
4. 「番号」の欄には、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に付されている番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。（例：不燃性油）
7. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であつて台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
8. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
9. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」又は「低濃度」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。
10. 「参考事項」の欄について、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
11. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
12. 都道府県知事が定める部数を提出すること。